鳥取県版エコツーリズム推進ガイドライン（概要版）

１　ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは国の基本方針を踏まえつつ、自然環境や地域資源の保護と観光利用のバランスに配慮しながら、環境・観光・地域を担う各主体が共通認識を持ってエコツーリズムの推進に取り組むため必要な基本事項、留意点等を取りまとめたもので、今後、協議会を組織して取組を進めていく上での参考としていただくものである。

なお、エコツーリズム推進法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」の策定（平成２０年６月６日）に伴い、本ガイドラインについて必要な改訂を行った。

２　エコツーリズムとは

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者（ガイド）から案内又は助言を受け、自然観光資源の保護に配慮しつつ、自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

３　エコツーリズム推進上のポイント

エコツーリズムを推進するには、「環境」と「観光」と「地域」に関わる各主体が三位一体となって取り組んでいかなければならない。

エコツーリズムを成立させるためには、地域の自然や文化を保全・維持するための取決めとなる**「ルールの策定」**と、地域の自然や文化に対する知識を得、これを経験する上での案内役となる**「ガイダンスの実施」**の２点がポイントとなる。

４　ルールの策定について

「ルール」とは、エコツアーの継続的な実施のために、地域資源の保全や魅力の維持を目指すための具体的な取決めのことであり、ルールが守られることにより、地域資源の保護が確実となる。

ルール策定の基になるのは、エコツーリズム推進全体構想、各種ガイドライン、関係法令、慣習などがあり、地域の特性に応じたルールの策定が必要となる。

５　ガイダンスの実施について

「ガイダンス」とは、自然や文化などに関する詳しい説明や解説のことである。

エコツーリズムにおけるガイダンスは、単に動植物の名前を伝えることだけでなく、**“なぜここにこのような動植物が生息しているのか”**、**“動植物の関係はどうなっているのか”**、**“生息している自然環境全体の中での営みはどうなのか”**など、相互に関連付けることにより理解を深め、参加者の自然保護意識の醸成を図ることが重要である。

６　エコツーリズム推進に当たっての留意事項

（１）関係者の理解促進と意識啓発

エコツーリズムへの取組に当たって、最も重要なことは、**“何のためにエコツーリズムに取り組み、地域として何を目指すのか”**という目的や方向性を明確にし、これを関係者全員で共有することである。

（２）推進体制の組織化

ア　エコツーリズム推進法（平成20年４月１日施行）においては、市町村が取組の中心に位置付けられており、**「エコツーリズム推進協議会」**に参画する多様な主体が連携し、合意形成を図っていくプロセスが示されている。

イ　協議会の立ち上げに当たっては、ツアーの目的を意識した上で、協議会の構成員（エコツアー事業者、地域住民、ＮＰＯ法人、専門家、土地の所有者、国や県などの関係行政機関な

ど）を選定することが重要である。

ウ　協議会の運営に当たっては、専門家の協力のもとに、客観的かつ科学的なデータに基づく協議や検討が必要となる。

（3）人材の育成

「ガイド」には極めて高い専門知識と技能を持つことが求められ、“インタープリター（自然や歴史を旅行者に解説する人）”としての優秀なガイドを育成することは、エコツーリズムを推進する際の重要な要素である。

（4）資源の調査

対象地域の中で面白いと感じた素材を列挙し、地域のテーマとなりそうな資源を発掘及び分類する。

（5）モニタリング及び評価

自然観光資源の状態を継続的に「モニタリング」するとともに、その結果を科学的に「評価」し、これをルールや活動に反映させるという「順応的な管理」による進め方が重要となる。

（6）生物多様性の確保

豊かな生物多様性に根ざした地域固有の自然環境や生活文化は、それ自体がエコツーリズムの題材として大きな観光的価値があるため、エコツーリズムを通じた保全活動が期待される。

7　エコツーリズム推進全体構想の策定及び認定について

（1）協議会は、国が定めた「基本方針」に即して、「全体構想」を策定する。

〔 基本方針 〕平成２０年6月６日策定

① エコツーリズムの推進に関する基本的方向
② エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項
③ エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項
④ エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項
⑤ 生物の多様性の確保等のエコツーリズム実施にあたって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

〔 全体構想 〕

① エコツーリズムを推進する地域
② 対象となる自然観光資源
③ エコツーリズムの実施方法
④ 自然観光資源の保護及び育成
⑤ 協議会の参加主体
⑥ その他エコツーリズムの推進に必要な事項

（2）市町村は、策定した全体構想について主務大臣（環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣）に認定を申請し、認定基準に適合すると認められたときは、認定を与えられる。

【認定基準】

① 基本方針に適合するものであること。
② 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。